

令和元年(2019 年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B⁺

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金												
2 拠出先国際機関名	国際連合人口基金 (UNFPA)												
3 拠出形態	☒ ノンイママーク ☒ イママーク												
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	1,976,131 千円												
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンドート 第 21 回国連総会決議(総会決議 2211: 人口増加と経済開発に関する事務総長報告)に基づき, 1967 年 6 月, 人口分野における諸活動を強化するために設立(本部: ニューヨーク)。1969 年活動開始。リプロダクティブ・ヘルス, 家族計画に関する情報やサービスの提供, 人口開発分野の支援を実施。加盟国数は 193。 (2) 主要な活動分野 <table border="0"> <tr> <td>☐ 安全保障</td> <td>☐ 軍縮不拡散・科学</td> <td>☐ 国際経済・資源エネルギー</td> </tr> <tr> <td>☐ 司法</td> <td>☐ 教育・文化</td> <td>☒ 開発・人道</td> </tr> <tr> <td>☒ 保健</td> <td>☐ 環境・気候変動</td> <td>☐ 地域協力</td> </tr> <tr> <td>☐ その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	☐ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー	☐ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道	☒ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力	☐ その他()		
☐ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー											
☐ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道											
☒ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力											
☐ その他()													
6 拠出の用途及び目的	本件拠出は, 母子保健, リプロダクティブ・ヘルス, 家族計画に関する情報やサービスの提供等を実施し, 妊産婦の保健状況の改善を図り, ひいては人間の安全保障の実現, 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進を図る国際連合人口基金 (UNFPA) の諸活動に係る事業実施経費等に充てられる。												
7 担当課室	国際協力局 国際保健政策室												

評価基準 1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題 (SDGs の関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等) 等
・UNFPA は, SDGs の目標 3.7「2030 年までに, 家族計画, 情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組入れを含む, 性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする」等の目標達成に向けて活動。 ・2017 年 9 月に採択された「UNFPA 戦略計画 2018-2021」は, 保健 (SDG3), ジェンダー平等 (SDG5), 不平等是正 (SDG10) の各目標達成のため, 具体的には, ①リプロダクティブ・ヘルス・サービスの向上, ②性教育を含めた思春期の若者, 女性への支援, ③ジェンダー平等, 女性のエンパワーメント等の推進, ④人口動態データに基づいた持続可能な開発を進めることとしている。
1-2 1-1 に基づく取組・活動 (他の国際機関との連携等を含む。)
・2018 年は, 上記「UNFPA 戦略計画 2018-2021」に基づく 4 点を掲げて活動した。 ・『誰も取り残されない (Leaving no one behind)』及び『最もアクセスが困難な人を最優先に (Reaching the furthest behind first)』を優先事項とし, 人道危機下や開発途上にある人々への支援を行っている。

・活動をより効率的に行うため、他の国連機関を含めた協働を実施している。具体的には国連児童基金(UNICEF:子どもや青年を対象としたサービス)、国連女性機関(UN Women:ジェンダー平等、女性のエンパワメント)、国連開発計画(UNDP:女性の社会参画)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR:難民を対象とした支援)、国連人道問題調整事務所(UNOCHA:人道危機下にある人々の状況把握)などの機関が挙げられ、各機関の専門性を活かしながら協働することで、相乗効果が出ている。例として、日本の平成 29 年度補正予算で行われているシリアの案件の一つ「Education for All」では、UNICEF による教育推進リードの下、UNFPA はリプロダクティブ・ヘルス分野の教育を担当、WFP は学校でのビタミン剤の補給、FAO は学校菜園の推進、UNHCR は学校に通えない子どものためのインフォーマル教育支援を行うなど、一つの機関だけでは成し遂げられない、多角的な支援を届けることを可能にしている。
1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果 ・4か年活動計画(2018-2021 年)に基づく 2018 年実績は下記のとおり。 ①リプロダクティブ・ヘルス・サービスの向上 － 救われた命:1,500 万人 － 妊産婦死亡の回避:73,500 人 － 人道危機、又は脆弱な環境下において、UNFPA の支援により行われた安全な出産:100 万件 ②性教育を含めた思春期の若者、女性への支援 － 意図しない妊娠の回避:3,010 万件 － 危険な人口妊娠中絶の回避:890 万件 － HIV 感染の予防:140,000 件 － 性感染症の予防:630 万件 ③ジェンダー平等、女性のエンパワメント等の推進 － FGM(女性器切除)の回避:38,000 件 ④人口動態データに基づいた持続可能な開発 － 2020 年の国勢調査(センサス)で予定されている人口のうち、62.8%が明らかになった。 これらの成果により、UNFPA の 2018 年のアウトプット目標 18 点(保健人材の能力強化、SRH 物品の配布、ジェンダーに基づく差別(Gender-Based Violence:GBV)に対する支援、人口データシステム構築、インフラ整備等)の 92%を達成した。 ・『誰も取り残されない(Leaving no one behind)』及び『最もアクセスが困難な人を最優先に(Reaching the furthest behind first)』を優先事項とした活動においては、下記の実績をあげている。 － 経済的に困難な状況にある女性、特に少女を優先として活動した UNFPA 事務所の数:79 － アクセスが困難な状況に住む女性や若者を優先として活動した UNFPA 事務所の数:78 － 障がいのある人々を優先として活動した UNFPA 事務所の数:45 － 移民や国内避難民、難民を優先として活動した UNFPA 事務所の数:56
1-4 (イヤマーク拠出のみ)イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果 ・当初予算の中でイヤマークされている「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が拠出金を管理し、活動実施は人口開発分野の活動を行う NGO が実施)への拠出を通じ、日本は、多数国間又は地域的規模で活動する人口開発分野の NGO の活動を支援している。2018 年度は公益財団法人アジア人口・開発協会(APDA)が供与を受け、開発途上国の国会議員を交えた国際会議「青少年への投資に関する地域大臣・国会議員会議(於:カザフスタン)」及び「人口と開発に関するアジア-アラブ国会議員会議パート2-若者への投資:地域開発と SDGs 達成に向けて(於:バーレーン)」並びに「2030 アジェンダ達成に向けた第4の柱としての国会議員活動:人口・食料安全保障・SRH(於:ガーナ)の3件を実施、啓蒙等を行った。 ・2018 年度は、平成 29 年度補正予算により 14 か国における UNFPA の活動を支援した。その多くが、難民や国内避難民、紛争下にある女性や若者を対象としている。これらのプロジェクトを通じ、脆弱な環境下における人々、特に女性や若者が、必要とする性と生殖に関する健康(Sexual and Reproductive Health:SRH)のサービスを受けることができ、GBV の予防及び保護に寄与した。これらは女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議 1325 や若者と平和、安全に関する国連安保理決議 2250 の実行にも寄与するものである。

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)

・女性・平和・安全保障に関する第2次行動計画(2019-2022)(改訂 2019 年3月)(安保理決議第 1325 号等の履行のため、平成 27 年9月、日本政府により策定) 日本が実施する具体的な施策 Ⅲ. 保護 大目標:紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女兒等を含む多様な受益者が、性的及び性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにし、仮にさせられた場合の保護と支援に取り組む。 Ⅳ. 人道・復興支援 大目標:女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の平等な参画が確保された形で支援関係者間での調整・連携のとれた人道・復興支援が実施される。 ・平和と健康のための基本方針(2015 年9月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定) (2) 生涯を通じた基礎的保健サービスの継ぎ目のない利用を確立し、UHC を達成する 具体的施策: - ー UHC の実現に向けた途上国の保健システム強化支援 - ー 保健システム強化による各保健課題への対応(栄養改善、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患(NCDs)対策、高齢者の医療介護等)(官民連携を通じた栄養改善支援、母子手帳の普及等の母子継続ケアの支援、NCDs の予防・加療支援、認知症等分野への支援、三大感染症やポリオ等の感染症対策等) - ー 国際機関・NGO 等の高い専門性を活かした協力強化(UNDP, UNICEF 等による活動への協力強化、グローバルファンドによる感染症予防への協力) ・アジア健康構想に向けた基本方針(平成 28 年7月 29 日 健康・医療戦略推進本部決定) 高齢化という変化に対応し、人々が健康に立脚した各々の人生を送ることができる社会的・経済的に活力ある健康長寿社会をアジア地域全体として実現する。 ・アジア健康構想に向けた基本方針(平成 30 年7月 25 日改定) - ー 4. 備考 ー多様なアプローチの確立に向けてー 世界の他の地域に目を向けると、今後、アフリカは、人口増加が見込まれ、世界でも多くの人口を占める地域となる見込みである。アフリカにおいても、固有の課題を念頭に置いた、アフリカに適した持続可能なヘルスケアの構築の検討が重要である。我が国は、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)において強靱な保健システム構築を三本柱の一つに掲げ、UHC の推進を含め、我が国の知見・経験を活かしてアフリカにおける保健医療に積極的に取り組んできており、当該分野における日本の協力への期待も大きい。また、アジア諸国と、アフリカ諸国双方においてそれぞれのヘルスケアへのアプローチを推進することで、双方の事業にシナジーが生まれ、効率的・互恵的な事業の推進が可能となることが期待される。こうした観点から、アジア健康構想において培われた経験も参考にしつつ、アフリカの実情を踏まえたアプローチを今後検討し、平成 31 年のTICAD 7においてアフリカ健康構想の推進という形で提示することを検討する。
② 日本外交の関連重点分野
地球規模課題への対応(女性が輝く社会)
地球規模課題への対応(国際保健)
2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
・UNFPA の活動は、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指し、また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、人間の安全保障の考えの下、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。 ・女性特有のニーズに配慮した開発協力、誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を目指す日本の政策「平和と健康のための基本方針」に沿った取組であり、この方針の下に実施されている二国間支援とも補完的な関係にある。とりわけ、リプロダクティブ・ヘルスは、性、文化、宗教等に密接に関わり、二国間支援のみでは効果的な実施が困難な分野。このため、同分野で長年の実績のある UNFPA を通じた支援を行うことにより、日本の二国間援助が行き渡らない国や地域に対応することで、この分野のカバー率を上げることに貢献している。 ・UNFPA は人口問題を扱う機関として少子高齢化対策に取り組んできている。具体的な事例としては、2018 年 11 月 27 日、ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)の「アジア太平洋地域人口と開発に関する閣僚宣言」中間レビュー会合中に、外務省と共催でサイドイベント「A Multistakeholder Approach to Healthy and Active Aging」を実施した。加えて、2019 年4月3日、第 52 回人口開発委員会においても、我が国と共催で「Policy Options for Low Fertility and Ageing Choices and Prosperity」を開催した。高齢化対策は日本が推進する「アジア健康構想」と軌を一

にするものであり、これらのイベントを UNFPA と共催することは、高齢化問題に対する認識向上を図る上で、この問題が顕著であるアジア地域においてだけでなく、グローバルレベルにおいても、我が国が単独で行う以上の効果があったと考える。
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
・UNFPA の活動の基本方針を決定しているのは、36 人の執行理事で構成されている執行理事会であり、国連開発計画(UNDP)、国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)と合同で運営している。日本の所属する西ヨーロッパ／その他の諸国グループはローテーション制で理事国を組んでおり、2018 年の1年間、日本は執行理事国として年3回行われる執行理事会に参加した。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
・2018 年6月 28-29 日、カネム事務局長の訪日(事務局長としては初)に合わせ、地球規模課題審議官との政策協議を行い、日本の推進する UHC 実現のための UNFPA の活動に対し、働きかけを行った。堀井巖外務大臣政務官表敬の機会には、同政務官よりカネム事務局長に対し、ODA の一層の効果的・効率的活用と説明責任、世界における課題に対する UNFPA の活動成果の発信を求めた。
2-5 日本企業、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
・2019 年2月1日、花王株式会社と国連人口基金(UNFPA)ウガンダ事務所はウガンダ共和国における女性たちの清潔で衛生的な生活の実現を目指し、パートナーシップ契約を締結。このパートナーシップを通じて花王(株)は、低所得家庭や難民キャンプで暮らす女性や少女たちを対象に、手頃な価格で購入でき環境にもやさしい生理用ナプキンを生産するウガンダのスタートアップ企業「EcoSmart Pads, Ltd.(エコスマート)」を支援する。

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018 年6月公表(2017 年度分)	通貨	米ドル
予算額	1,112,600,000	決算額	926,900,000
予算額・決算額の差	185,700,000	予算額に占めるその差の割合	17%
65%以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠地の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	2018 年7月受領(2017 年1月-12月)	通貨	米ドル
報告がない場合、その理由	—		
予算額	2,000,000(2017 年度)	決算額	各プロジェクト実施中のため未定
予算額・決算額の差	—	予算額に占めるその差の割合	—
65%以上の場合、その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017 年度	報告年月	2018 年6月公表
実施主体	国連会計検査委員会(BOA)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	

組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5 に指摘内容を記入)		有	
(2)内部監査			
対象年度	2018 年度	報告年月	2019 年4月公表
実施主体	内部監査室(Office of Audit and Investigation Services; OAIS)		
対象事項	戦略, 事業管理, 予算, 組織運営等		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり, 更なる改善への取組・成果			
・外部監査(BoA)による財政報告における問題の指摘はなし。2016 年 12 月末までの間に指摘された改善案 33 件のうち、2017 年のうちに達成されたものは 24 件(73%)。2018 年における UNFPA に関連する提案は 41 件で、その内容は SDGs 達成のためのプライベートセクターとの協働, 国連システム内での利益相反方針のレビュー, インターンシッププログラムの見直し, 他機関との協働による事務的作業の効率化など。 ・内部監査による主な勧告内容は、組織運営や事業管理の効率化の促進。2018 年の各国事務所への提言は計 136 件。これまでに指摘された提言のうち、2018 年以内に改善されたものは 168 件。2018 年 12 月末時点で引き続き改善の必要のあるものは 106 件(9%)。			

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年 12 月末時点、専門職以上。）								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
2018	2018	内、幹部		2017	2016	2015	平均値	
685	16	1	2.3	10	10	13	11.0	5.0
☐	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		名	備考	—			
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
—								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
日本の知見を活かすことも念頭に、アジア太平洋地域事務所に高齢化アドバイザーポストが新規設置され、邦人職員(P5)採用に結びついた。 ・UNFPA 東京事務所はウェブサイトや SNS を活用し、空席情報等の発信に積極的に取り組んでいる。 ・2018 年 11 月 17 日に開講された、上智大学の公開講座「秋の国際公務員養成セミナー」にて UNFPA 東京事務所長の佐藤摩利子が最終講義を行い、UNFPA の活動内容、取り組むべき諸問題に加え、国連職員としての姿勢や心構えについて説明を行った。 ・2018 年 12 月9日、国立国際医療研究センター グローバルヘルス人材戦略センター主催で『GO UN/Global Workshop – The Global Health Career Development Workshop for Young Japanese Professionals –』が開催され、UNFPA を代表して、アジア太平洋地域事務所の Human Resources Strategic Partner であるキャロル・ネットリンハム(Carol Nettleingham)が参加。ネットリンハムは、UNFPA の活動内容と求められる人材を紹介したほか、国際機関における効果的な履歴書の書き方や面接の受け方などのアドバイスをした後、複数の参加者との個別面談を行った。								
4-4 その他特記事項								
・2019 年5月時点のJPOの人数:4名								